


17中監第424号
2006年12月18日

区政情報非公開決定通知書

中野区監査委員 

2006年12月10日に請求のありました区政情報の公開について、中野区区政情報の公開に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開することができない区政情報	2006年9月19日に提出された住民監査請求の監査にかかわる以下の資料。 ①監査結果がであるまでの会議開催日時、出席者、審議の内容、委員の発言内容がわかるもの。 ②「監査結果」で、「都市基盤施設等とのバランスや、複合日影の影響等周辺市街地との調和等といった面からのシュミレーションを行い」の根拠となった資料。 ③「検査」の際に、「（担当者から）厳正な検査を受けた」の根拠となった資料。
公開することができない理由	①監査委員協議会では議事録を作成しておりません。従いまして、文書不存在のため公開できません。 ②資料は、監査請求提出時に事実証明書として添付された「地区計画検討支援業務報告書」及び「中野駅周辺まちづくり推進委託報告書」です。この資料については、既に区政資料センターにおいて公開されておりますので、条例第18条第2項により情報公開請求を却下いたします。 ③「検査」の際に「（担当者から）厳正な検査を受けた」としている資料は、文書不存在のため公開できません。
担 当	監査事務局 井上 電話番号 03(3389)1111 内線7413 (直通) 03(3228)8877

この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、中野区監査委員に異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区